

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜文会（以下「当法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬として別表に定める額を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号によるものとする。

- (1) 日額報酬については、職務執行の当日に支払う。
- (2) 月額報酬については、職務執行の月の翌月10日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直後の平日）に支払う。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

平成28年4月1日 一部改正

附則

平成29年4月1日 一部改正

附則

平成29年12月1日 一部改正

附則

平成30年3月19日 一部改正

1 理事

(1) 理事長

	月額
理事長報酬	900,000円

(2) 上記以外の理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

2 監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

3 評議員

	日額
評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円

4 評議員選任・解任委員

	日額
評議員・選任解任委員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出勤	10,000円